

## 市町村整備計画の作成について

交付金要綱 2 にいう市町村整備計画は以下のものをいう。

## (1) 介護療養型医療施設転換整備計画

## ア 介護療養型医療施設転換整備計画の作成

指定都市は、療養型医療施設の再編に当たって、既存の介護療養型医療施設について円滑な転換を推進するため、毎年度、既存の介護療養型医療施設の老人保健施設やケアハウス等への転換を基本とする「介護療養型医療施設転換整備計画」を作成することができる。

介護療養型医療施設転換整備計画に記載すべき事項は次のとおりである。

- (ア) 介護療養型医療施設転換整備計画の名称
- (イ) 介護療養型医療施設の転換に関する目標
- (ウ) 指定都市における介護療養型医療施設の状況
- (エ) (イ) の目標を達成するために転換が必要な介護療養型医療施設を有する施設等の名称等
- (オ) 介護療養型医療施設転換整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- (カ) 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項
- (キ) その他指定都市が必要と認めた事項

## イ 介護療養型医療施設転換整備計画作成に当たっての留意点

- (ア) 介護療養型医療施設転換整備計画は、市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画及び医療計画と調和が保たれていることが必要である。
- (イ) 介護療養型医療施設転換整備計画は、面的整備計画及び先進的事業整備計画と重複して交付金を交付しないものとする。
- (ウ) 介護療養型医療施設は、指定都市域を越えた広域的な利用につながるものことから、介護療養型医療施設転換整備計画の作成又は変更に当たっては、都道府県の意見を聞かなければならないものとする。
- (エ) 介護療養型医療施設転換整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

## ウ 交付金の交付（介護療養型医療施設転換整備計画に係る分）

## (ア) 対象事業

法第 4 条第 2 項第 2 号及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた規則第 6 条第 2 号の規定に基づき、介護療養型医療施設転換整備計画に

記載する事業は介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業とし、介護療養型医療施設転換整備計画に係る先進的事業支援特例交付金は当該事業に要する経費を対象とする。

なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、b、c並びにhについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。

- a 老人保健施設
- b ケアハウス
- c 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）
- d 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）
- e 認知症高齢者グループホーム
- f 小規模多機能型居宅介護拠点
- g 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。）
- h 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅。

#### （イ）整備区分

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

#### （2）先進的事業整備計画

##### ア 先進的事業整備計画の作成

指定都市は、高齢者が出来る限り在宅に近い居住環境の中で生活が営めるように

するため、また、地域における介護・福祉・医療等の多様なニーズに応えるため、毎年度、都市型軽費老人ホームの整備等の先進的な事業を基本とする「先進的事業整備計画」を作成することができる。

「先進的事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

- (ア) 先進的事業整備計画の名称
- (イ) 先進的事業の目標
- (ウ) (イ) の目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所
- (エ) 先進的事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- (オ) 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

#### イ 先進的事業整備計画作成に当たっての留意点

- (ア) 先進的事業整備計画は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画と調和が保たれていることが必要であり、先進的事業整備計画に定める施設の整備量は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画に定める計画値の範囲内とする。
- (イ) 先進的事業整備計画は、介護療養型医療施設転換整備計画と重複して交付金を交付しないものとする。
- (ウ) 先進的事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

#### ウ 交付金の交付（先進的事業整備計画に係る分）

##### (ア) 対象事業

地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年6月30日厚生省令第34号）第4条第5号及び同条第7号に定められた次に掲げる事業に要する経費を対象とする。

- a 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイの整備事業
- b 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホームを整備する事業（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65平方メートル（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）
- c 介護関連施設等において、当該施設等に雇用される介護職員等のため施設内保育施設を設置する事業
- d 市町村から提案された全国的に見て先進的な事業（高齢者安心住空間整備事業のうち高齢者複合サービス拠点を含む。）

- e 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム整備事業（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）

交付金の交付基準単価

(1) 介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業

1 区 分	2 交付基準単価	3 単位
創 設	1,700千円	転換床数
改 築	2,100千円	転換床数
改 修	850千円	転換床数

(2) 先進的事業整備計画に基づく事業

1 区 分	2 交付基準単価	3 単位
緊急ショートステイの整備事業	1,000千円	整備床数
都市型軽費老人ホーム整備事業	1,500千円	整備床数
施設内保育施設整備事業	10,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額	施設数
市町村提案事業	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額	施設数
小規模な養護老人ホーム整備事業	2,000千円	整備床数

(3) 財政上の特別措置

1 区分	2 対象施設の種類	3 加算率
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	特別養護老人ホーム	1.10
沖縄振興特別措置法第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	特別養護老人ホーム	1.50
豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合	特別養護老人ホーム	1.08

別紙 1

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

指定都市の長



平成 24 年度地域自主戦略交付金（地域介護・福祉空間整備等  
施設整備に関する事業分）の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

記

- |   |             |
|---|-------------|
| 1 交付申請一覧表（介護療養型医療施設転換整備計画に係る分）            | 別紙（1）のとおり   |
| 2 平成 24 年度交付金申請額算出内訳（介護療養型医療施設転換整備計画に係る分） | 別紙（1）－2のとおり |
| 3 交付申請一覧表（先進的事業整備計画に係る分）                  | 別紙（2）のとおり   |
| 4 平成 24 年度交付金申請額算出内訳（先進的事業整備計画に係る分）       | 別紙（2）－2のとおり |

（添付書類）

- ・指定都市の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙2

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

指定都市の長

印

平成24年度地域自主戦略交付金（地域介護・福祉空間整備等  
施設整備に関する事業分）の事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成24年度地域自主戦略交付金（地域介護・福祉空間整備等施設整備に関する事業分）の事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

記

- |   |             |
|---|-------------|
| 1 精算額一覧表（介護療養型医療施設転換整備計画に係る分）           | 別紙（1）のとおり   |
| 2 平成24年度交付金精算額算出内訳（介護療養型医療施設転換整備計画に係る分） | 別紙（1）－2のとおり |
| 3 精算額一覧表（先進的事業整備計画に係る分）                 | 別紙（2）のとおり   |
| 4 平成24年度交付金精算額算出内訳（先進的事業整備計画に係る分）       | 別紙（2）－2のとおり |

（添付書類）

- ・指定都市の歳入歳出決算書（見込書）抄本



別紙 4

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

指定都市の長

印

平成 24 年度地域自主戦略交付金（地域介護・福祉空間整備等  
施設整備に関する事業分）の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条後段の規定により別紙のとおり報告する。

記

1 地域自主戦略交付金の年度終了実績報告書

別紙 4 - (1) のとおり

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

指定都市の長



平成24年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省 第 号で交付決定を受けた平成24年度地域自主戦略交付金（地域介護・福祉空間整備等施設整備に関する事業分）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、下記の通り報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（要交付金返還相当額）  
金 円
- 4 添付書類  
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

（注）当該事業に係る各所管局課に提出すること。